

## 千葉県立海浜病院虐待対策委員会設置要綱

### (設置)

第1条 千葉県立海浜病院における、周産期および新生児の虐待予防支援、及び乳幼児・児童の虐待の早期発見及び虐待防止と虐待対応、及び高齢者虐待、障害者虐待、ドメスティック・バイオレンス（同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力）への対応に関して、組織的に検討し虐待対策を講じる体制の確保を目的として、虐待対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 院内からの虐待および虐待の疑い事例の相談・報告による情報収集。
- (2) 虐待および虐待の疑い事例の分析と初期対応の検討および臨床現場への助言。
- (3) 虐待に係る法に準拠して事例に関する組織的な対応を決定すること。
- (4) 患者への告知と児童相談所への通告及び警察への通報及び市町村への通告に関すること。
- (5) 虐待対応マニュアルの作成に関すること。
- (6) 虐待に関する職員への研修に関すること。
- (7) 他医療機関の虐待対策組織及び行政機関との連絡調整。
- (8) 千葉県児童虐待対策研究会の活動に関すること。
- (9) 千葉市要保護児童対策地域協議会に係ること。
- (10) 臓器移植におけるドナー候補の被虐待除外の検討と倫理委員会への報告
- (11) その他、虐待対策のために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副院長
- (2) 地域連携室長
- (3) 診療局長
- (4) 小児科医師
- (5) 新生児科医師
- (6) 産科・婦人科医師
- (7) 救急科医師
- (8) 内科医師（役職者の兼務可）
- (9) 外科医師（役職者の兼務可）
- (10) メディカルソーシャルワーカー

- (11) 副看護部長
- (12) 小児科師長
- (13) 産科・婦人科師長
- (14) 新生児科師長
- (15) 成人科の看護師長
- (16) その他院長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、院長が指名した者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名した者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が原則として年2回これを招集する。ただし、委員長は必要なきに臨時に委員会を招集することができる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長が決する。

(報告)

第6条 委員長は、審議結果を院長に報告するものとする。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときには、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

- 2 臨床倫理的に高度の判断が求められる事例に関しては、倫理委員会に諮る。

(専門部会等の設置)

第8条 周産期および新生児の虐待予防支援、及び乳幼児・児童の虐待の早期発見及び虐待防止と虐待対応に関しては、家族支援チーム (Family Support Team : FAST) を設置する。

- 2 家族支援チーム (Family Support Team : FAST) の組織及び運営に関する事項は別に要領に定める。
- 3 委員長は第2条に規定する事項に関して必要と認めた場合に、専門部会等 (以下「専門部会等」という。) を設置することができる。

- 4 専門部会等は委員長が指名するもので構成する。
- 5 専門部会等の組織及び運営に関する事項は、必要に応じてその都度、別に要領に定める。

(秘密の保持)

第9条 委員は、委員会、専門部会等において知りえた事項を漏らしてはならない。ただし法令に基づいて、虐待対策に必要な情報を児童相談所に通告するなどの法令で認められている場合はその限りではない。

(会議等の非公開)

第10条 会議及び議事録は、原則、公開とするが、個人情報については、委員会及び専門部会等の許可のない限り非公開とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、地域連携室において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年9月1日から施行する。